期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年12月18日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

## 佐賀県人事委員会規則第33号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205(県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の245) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5(特定幹部職員	第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
(2) 足中前丹仕用短时间勤務職員 100分の97.5 (行足幹部職員 にあっては、100分の117.5)	(2) 足中前特性用意時間勤務職員 <u>100分の102.5</u> (特足幹部職員 にあっては、 <u>100分の122.5</u> )

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215 (県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」とい	号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u> (県職 員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に

改正前	改正後
う。)にあっては、 <u>100分の255</u> )	う。)にあっては、 <u>100分の375</u> )
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u> (特定幹部職員	(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の150</u> (特定幹部職員に
にあっては、 <u>100分の122.5</u> )	あっては、 <u>100分の180</u> )

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条の規定は、令和6年12月1日から適用する。